

各務原市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

(令和4年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の17第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の適正かつ健全な運営の確保を図るため、市長の認可（法第34条の15第2項の認可をいう。第3条において同じ。）を得て家庭的保育事業等を行う者（以下「事業者」という。）に対して指導監査を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の方針)

第2条 指導監査は、児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（通知）（平成27年12月24日付け雇児発1224第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を基本とし、市における家庭的保育事業等の運営の実情を踏まえ実施するものとする。

(指導監査の実施体制)

第3条 指導監査は、認可に係る事務を所掌する課の職員2人以上で実施するものとする。

(指導監査を実施する事項)

第4条 指導監査は、家庭的保育事業等を行う事業所（以下「事業所」という。）の運営状況、利用者の処遇状況その他市長が必要と認めた事項について実施するものとする。

(指導監査の種類等)

第5条 指導監査の種類は、次の各号に掲げるものとし、その実施基準及び内容は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 一般指導監査 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の4の規定により、1年に1回以上行う指導監査
- (2) 特別指導監査 次に掲げる場合に、特定の事項について重点的に行う指導監査
 - ア 通報、苦情、相談等により事業者の不正な運営若しくは著しく不当な行為を具体的に把握することができる場合又は法令に対する違反が疑われる場合
 - イ 事業者が一般指導監査に誠実に応じなかった場合
 - ウ 事業者が第9条第1項又は第2項の規定による改善状況の報告をせず、その

改善を要する事項について改善の見込みがないと認められる場合

エ その他市長が必要と認める場合

(指導監査の実施)

第6条 市長は、指導監査を実施しようとするときは、当該実施日の概ね1月前までに、次に掲げる事項を家庭的保育事業等指導監査の実施について（通知）（様式第1号）によりその事業者へ通知するものとする。ただし、特別指導監査を実施する場合その他指導監査の実施上必要と認められる場合においては、この限りでない。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の対象事業所
- (3) 指導監査の日時及び実施場所
- (4) 指導監査を実施する職員の氏名
- (5) 事業者が事前に提出しなければならない資料及びその提出期限
- (6) 事業者が当日準備すべき書類等
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 前項第5号の提出期限は、指導監査の実施日の2週間前とし、事業者は、同項本文の規定による通知を受けたときは、同号に規定する資料を当該提出期限までに市長に提出しなければならない。

3 指導監査を実施する職員は、指導監査を実施するときは、当該事業所の管理者等の立会いの上で関係書類、帳簿等を検査するものとする。

4 指導監査を実施する職員は、指導監査を実施したときは、その実施場所において当該管理者等に対し、講評を行うものとする。

(指摘事項の指導等)

第7条 市長は、指導監査において事業者へ改善することが望ましい事項又は改善を要する事項（以下「指摘事項」という。）があったときは、当該事業者に対し次の各号に掲げる指導、勧告等をその改善が図られるまで行うものとし、その実施基準及び内容は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 助言 指摘事項が各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）規定する基準（以下「最低基準」という。）に対する違反以外で、保育の内容及び質の向上のため改善することが望ましいものである場合に、必要な措置を自主的に講ずるよう口頭で助言し、家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）（様式第2号）により通知するもの

(2) 口頭指摘 指摘事項が最低基準に対する軽微な違反である場合に、最低基準に適合するため必要な措置（以下「改善措置」という。）を自主的に講ずるよう口頭で指導し、家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）（様式第3号）により通知するもの

(3) 文書指摘 指摘事項が最低基準に対する違反である場合（前号、次号イ又は第6号イに該当する場合を除く。）に、速やかに改善措置を講ずるよう指導し、家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）（様式第4号）により通知するもの

(4) 改善勧告 次に掲げる場合に、法第34条の17第3項の規定により速やかに改善措置を講ずるよう期限を定めて勧告し、家庭的保育事業等指導監査に係る改善勧告について（通知）（様式第5号）により通知するもの

ア 前号の規定による文書指摘に係る指摘事項が改善される見込みがないと認められる場合

イ 指摘事項が最低基準に対する著しい違反である場合（第6号イに該当する場合を除く。）

(5) 改善命令 事業者が正当な理由なく前号の規定による改善勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められる場合に、法第34条の17第3項の規定により速やかに改善措置を講ずるよう期限を定めて命じ、家庭的保育事業等指導監査に係る改善命令について（通知）（様式第6号）により通知するもの

(6) 事業制限・停止命令 次に掲げる場合に、法第34条の17第4項の規定により期間又は解除の条件を定めてその事業を制限し、又はその事業の全部若しくは一部を停止することを命じ、各務原市家庭的保育事業等の認可等に関する規則（令和2年規則第66号）第10条の規定により通知するもの

ア 事業者が前号の規定による改善命令に従わず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる場合

イ 指摘事項が最低基準に対する著しい違反であり、かつ、その事業者が児童福祉に著しく有害であると認められる場合で、緊急を要すると市長が特に認める場合

2 市長は、指導監査において指摘事項がなかったときは、その旨を家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）（様式第7号）によりその事業者に通知するものとする。

（不利益処分をしようとする場合の手続等）

第8条 市長は、改善命令又は事業制限・停止命令を行おうとするときは、その事業者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会を付与しなければならない。ただし、前条第1項第6号イに該当する場合は、この限りでない。

（改善状況の報告等）

第9条 事業者は、第7条第1項第3号から第5号までの規定による通知を受けた場合は、その指摘事項について速やかに改善措置を講じ、市長の定める日（同項第3号の規定による通知を受けた場合にあっては、当該通知を受けた日から60日を経過した日）までに家庭的保育事業等指導監査指摘事項に関する報告書について（提出）（様式第8号）を市長に提出し、その改善状況を報告しなければならない。

2 事業者は、第7条第1項第6号の規定による通知を受けた場合で当該命令の決定の理由となった指摘事項について改善措置を講じたときは、家庭的保育事業等指導監査指摘事項に関する報告書について（提出）を市長に提出し、その改善状況を報告しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて当該事業所において実地による検査を行い、その改善を確認するものとする。

（指導監査の結果の公表等）

第10条 市長は、当該年度に実施した指導監査の結果、指摘事項の改善状況等について、別に定める基準により市ウェブサイト公表するものとする。

2 市長は、指導監査の結果、指摘事項の改善状況等について、必要に応じ関係機関に情報を提供することができるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。